

いわての冬道はすごく凍る!

危険



過去5年で最も早く観測された主な峠の初雪日

早めの冬タイヤ・チェーン装着を!!

走行予定の道路状況を把握し
雪道への備えを万全に!!
立ち往生対策も忘れずに!

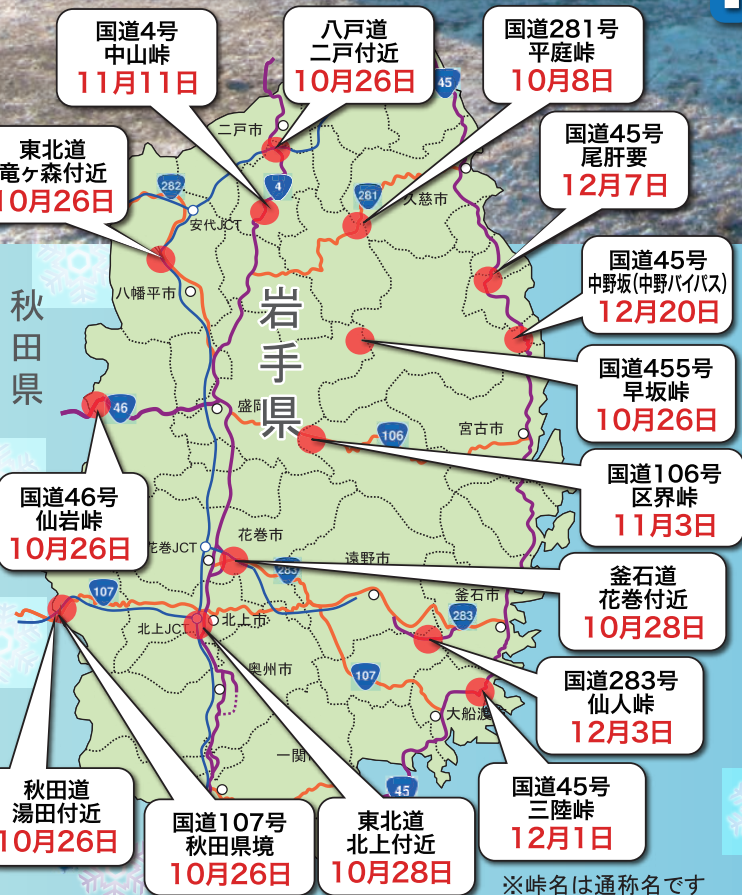
冬タイヤ

タイヤ
チェーン

スコップ

携帯トイレ
毛布等

自分のために、
家族のために、
みんなのために、
早めの冬タイヤ・チェーン装着を!!



WEBサイトで道路情報

パソコン・携帯・スマホで検索

東北・
みち情報

「東北みち情報」

46NAVI
(ヨンロク・ナビ)

「ヨンロクナビ」

岩手県道路情報サービス

「岩手県道路情報提供サービス」

ドラぷら(高速道路情報サイト)

「ドラぷら」

ドラぷらモバイル(高速道路情報サイト)

「ドラぷら」

1台の通行不能車が

引き起こす 大渋滞!!

R46 雫石町坂本山(29.5km)上り

国土交通省(岩手河川国道事務所・三陸国道事務所)・岩手県・岩手県警察本部
東日本高速道路(株)東北支社(盛岡管理事務所・北上管理事務所・八戸管理事務所)

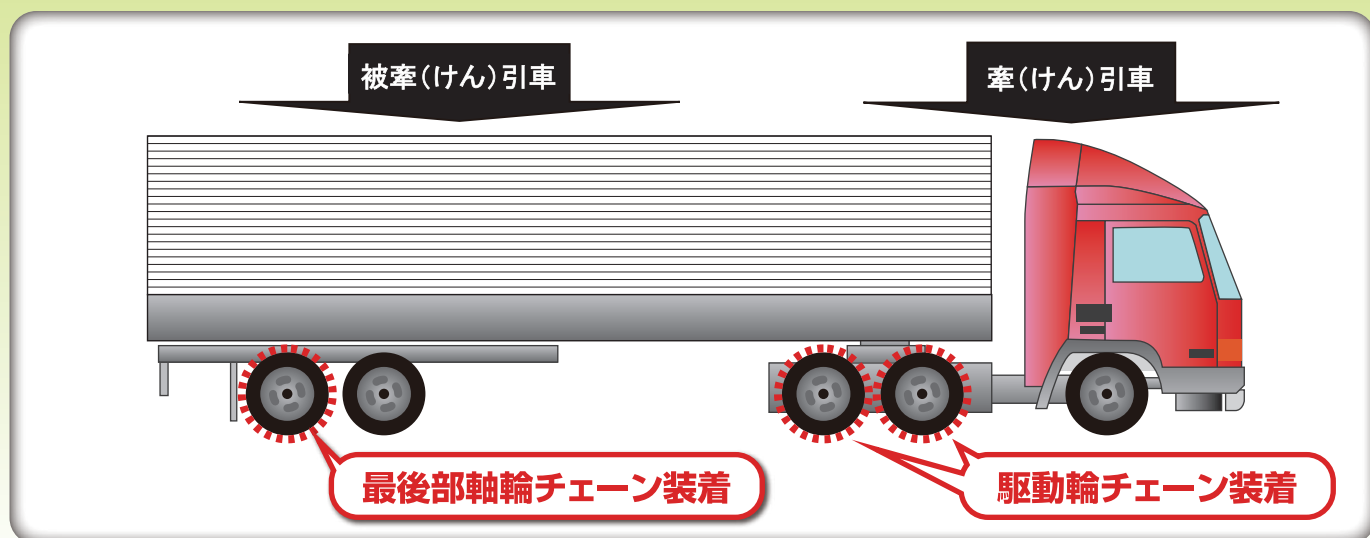
岩手の積雪・凍結道路 を走行するために！

事前確認

普通タイヤの場合、**駆動輪のすべてに** タイヤチェーンを装着

トレーラー車はタイヤチェーンを駆動輪と被牽(けん)引車の最後部の軸輪に装着
または

雪路用タイヤを **全車輪** に装着
(スノータイヤ・スタッドレスタイヤなど)



道路の状況により、タイヤチェーンを装着して万全の備えを!!

【滑り止め装置を不装着時の罰則等】

○道路交通法 第71条(運転者の遵守事項)第6号

前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

○岩手県道路交通法施行細則 第14条(運転者の遵守事項)

法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

(6)積雪し、又は凍結している道路において、駆動輪(他の車両を牽(けん)引する場合にあっては、被牽(けん)引車の最後部の軸輪を含む。)のすべてのタイヤに鎖を取り付けること、又は雪路用タイヤ(雪路用タイヤとして製作されたもので接地面の突起部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。)を全車輪に取り付けること。その他のすべての方法を講じないで自動車(小型特殊自動車を除く。)又は原動機付自転車を運転しないこと。

○道路交通法 第120条

5万円以下の罰金

○反則制度 道路交通法 第125条

大型車7,000円、普通車6,000円、原付車5,000円

